

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

資料²の2

請求権問題の解決方式に関する日本側書き物の
補足説明

(昭和37年12月26日日本側提示)

- 1 第2項(対韓債権の償還)の趣旨は、建前としては、韓国側に対し供与すべきものは十分供与する代わりに、韓国側から返してもらうべきものは正規に返してもらうという方針を貫きながら、実際上は(2)項が発動し、韓国側の要請により(日本側の新たな同意を必要とせずに)、日本よりの無償供与額の減額をもつて韓国側の債務支払いと見做す(従つて、韓国側がドル現金を支払う必要はない)こととしており、しかも、(3)項において、当該年度の無償供与額の減額分を補う措置をもあわせて提議しているのであるから、これを全体としてみれば、実質的には、韓国側が大平・金会談の内容として了解されている債権引きと同様の結果となる。
- 2 第3項(有償経済協力)において「償還期間20年以内とする」と述べたのは、海外経済協力基金業務方法書にこれと同様の規定があるのを引用したものであるが、日本政府としては、具体的な償還期限としては大平・金会談の趣旨に従い、20年程度を念頭においている。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

3 第3項において据置期間にふれなかつたのは、細目については今後の話し合いにより逐次決定して行くのが適当と考えたからであるが、日本政府としては、大平・金会談の線に従い、一応7年程度を念頭においている。

(なお参考までに付記すれば、これまでに海外経済協力基金より融資した具体例においては、スエズ運河浚渫工事資金の場合は、利率6・5パーセント、6・5月据置、爾後2年半に分割返済。ボリビア銅山探鉱調査費の場合は、利率6・5パーセント、1年据置爾後4年間に分割返済となつている。)

4 第4項(コマーシャル・ベースによる通常の借款)において総額を明示しなかつた理由は、この種信用供与の性質上、予め総額を政府間で決めることは非条理であるからである。しかしながら、もし韓国側が国内対策上何らかの具体的金額に言及される必要があるならば、例えば1億ドル以上というような表現を用いられても差支えない。

5 第4項において「金融機関(輸銀およびその他の民間金融機関)」と述べた趣旨は、コマーシャル・ベースによる通常の信用供与は個々のプロジェクトごとに輸銀と市中銀行の協調融資によつて行なうというのがわが国における現在のやり方なので、その事実を記したまでである。